平成２４年（フ）第１４４号
富山市八尾町井田198番地６
破産者　北山真由美
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７９号
広島市佐伯区五月が丘４丁目27番11号
破産者　山本　直美
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８号
山口県宇部市大字妻崎開作470番地３、住民票上の住所山口県宇部市大字川上420番地123
破産者　岩崎　　努
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第５６号
秋田県由利本荘市新沢字堂ノ沢65番地３
破産者　佐々木正道
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第１３号
静岡県掛川市大坂8223番地の143
破産者　梅田　昌孝
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第９７９号
名古屋市中川区新家２丁目1208番地　ル・ポゼ201号、旧住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字キノ割16番地３　ニューシティ蟹江二番館205号
破産者　神鳥　弥生
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９号
兵庫県加古川市加古川町溝之口540番地の11
破産者　高宮　義昭
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６１号
兵庫県姫路市夢前町前之庄2239番地１
破産者　橋本　晋吾
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１号
東京都練馬区下石神井５丁目18番15―207号、旧住所鳥取県鳥取市南町445番地
破産者　巽　　明美
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６７４号
広島市安佐南区緑井４丁目18番11―４号
破産者　石川　　孝
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
大分市大字寒田1092番地の５、開始決定時の住所大分県豊後大野市三重町菅生921番地１
破産者　原　　宏子
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第３１号
大分県豊後大野市三重町赤嶺1172番地８
破産者　神品　英二
1　決定年月日　平成25年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２４年（フ）第１８２号
青森市奥野１丁目２番20号
破産者　一戸夕岐子
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７１号
神奈川県平塚市万田94番地　ヴェルドミール湘南平塚502号
破産者　伊倉　光男
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３３号
奈良県生駒市東生駒１丁目496番地　ハイツさわらび402
破産者　林　　重明
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３２０号
奈良市七条１丁目36番37―201号
破産者　奥　美智恵
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４７０号
福岡県春日市塚原台３丁目95番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷1469番地３
破産者　川原　克一
1　決定年月日　平成25年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係